

## 東北地方の高速道路の無料開放を当分の間、継続することを求める意見書

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの地元県民が全国各地に避難をされました。本区においても父を地元に残し母と子世帯が区内施設で避難生活を送り、地元と本区の二重生活を余儀なくされているご家族がいらっしゃいます。

そうした中で、東北地方の高速道路無料開放が本年3月で終わろうとしていることは、避難生活を強いられている家族にとって大きな不安の一つになっています。

本制度は、平成23年6月20日に東日本大震災の復興支援などを目的として東北地方の高速道路を対象に被災者やトラック、バスの無料開放を行いました。制度の悪用などが問題となり、同年12月より改められたところです。

今後、政府は来年度予算の中で継続するかどうかについては、検討するとしておりますが、避難をされている方々の思いや、復興支援ボランティアの方々のためにも制度の悪用が行なわれないよう十分な対策を講じると共に当分の間、現行制度の継続を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月16日

千代田区議会議長 小林 やすお

衆議院議長 横路 孝弘 様  
参議院議長 平田 健二 様  
内閣総理大臣 野田 佳彦 様  
国土交通大臣 前田 武志 様  
内閣官房長官 藤村 修 様